# 第2クリーンセンター(仮称)整備・運営事業

# 募 集 要 項

平成 17 年 7 月

岩 手 県

# < 目 次 >

第1	目的と定義	. 1
第 2	対象事業の概要	. 2
(1)	)事業名称	. 2
(2)	)公共施設等の管理者等の名称	. 2
(3)	) 事業目的	. 2
(4)	) 本事業の概要	. 2
第 3	PFI事業者提案等のスケジュール(予定)	. 5
第 4	応募者に関する条件	. 6
1	応募者の備えるべき参加資格	. 6
(1)	) 応募者の構成等	. 6
(2)	) 構成員の制限	. 6
2	応募に関する留意事項	. 7
(1)	) 募集要項等の承諾	. 7
(2)	) 参加資格の確認	. 7
(3)	)費用負担	. 7
(4)	) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	. 7
• •	)著作権	
(6)	)特許権等	. 7
` '	) 企画提案書の取扱い等	
(8)	)企画提案無効に関する事項	. 8
(9)	) 応募者が1者の場合の取扱い	. 8
(10	) ) その他	. 8
3	企画提案に関する手続	. 9
(1)	) 募集要項等の交付	. 9
` '	) 説明会の実施	
` '	) 関係資料の閲覧	
	)募集要項等に関する質問の受付(第1回)	
	)募集要項等に関する質問に対する回答の公表(第1回)	
(6)	)参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	10
	)参加資格確認結果の通知	
(8)	)参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	11
(9)	)参加資格確認結果に対する説明要求書への回答	11
•	)) 募集要項等に関する質問の受付(第2回)	
	l)募集要項等に関する質問に対する回答の公表(第2回)	
	2)企画提案書類の受付	
	3)提案書に関するヒアリング	
( 14	1)審査	13

(1	5)企画提案を辞退する場合	13
(1	6) その他	14
第5	契約の概要	15
1	契約の構成	15
2	契約手続	15
3	契約の締結	15
(1	) 契約のスケジュール(予定)	15
(2	?)損害賠償	15
4	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	16
第6	提案に関する条件	17
第 7	事業実施に関する事項	19
1	業務の委託	19
(1	l ) P F I 事業者から構成企業への委託等	19
(2	2)PFI事業者から構成企業以外への委託等	19
2	リスク管理の方針	19
(1	) 基本的考え方	19
(2	?) 予想されるリスクと責任分担	19
3	本県による本事業の実施状況のモニタリング	19
(1	) モニタリング内容	19
(2	2)業務の改善勧告	20
4	協議組織(仮称)の設置	20
5	事業の継続が困難となった場合の措置	20
(1	) P F I 事業者の債務不履行の場合	20
(2	2)本県の不履行の場合	20
(3	3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	20
6	金融機関と本県との協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
7	事業の完了	21
第8	連絡先	21

## 第1 目的と定義

岩手県(以下「本県」という。)は、「第2クリーンセンター(仮称)整備・運営事業」(以下「本事業」という。)について、民間の創意工夫及びノウハウの活用を期待するものであり、本事業をPFI事業者へ委託することとした。

この募集要項は、本県が、本事業の企画提案に参加する応募者に対し、企画提案のあり方を説明するために、配付するものであり、応募者は、本書の内容を踏まえ、企画提案に必要な書類一式を提出することとする。

なお、本書に併せて配付する様式集、要求水準書、事業者選定基準、業務基本協定書(案)事業契約書(案)も本書と一体の資料とし、「募集要項等」と定義する。

## 第2 対象事業の概要

## (1)事業名称

第2クリーンセンター(仮称)整備・運営事業

## (2)公共施設等の管理者等の名称

岩手県知事 増田 寛也

## (3)事業目的

本県では、「いわて資源循環型廃棄物処理構想」の理念に基づき、廃棄物を資源として捉え、本来の産業活動や県民の日常生活によって排出される廃棄物を資源として再生利用(適正処理)する資源循環型モデル施設の検討を進めてきた。

本事業は、産業廃棄物の自県内処理を促進するとともに、循環型地域社会の形成を進めるため、資源循環型モデル施設の全体構想のうち、公共関与による産業廃棄物処理施設として、先行して整備する焼却(溶融)施設(以下「本施設」という。)の整備・運営を行うものである。

なお、本施設は、青森県境の不法投棄廃棄物を受け入れる処理施設の一つとして予定しており、当 該廃棄物の適切かつ早急な処理が可能となる。

また、隣接地において、将来的に一般廃棄物処理施設の整備が見込まれる。

## (4)本事業の概要

## 事業場所

岩手県九戸郡九戸村大字江刺家地内

#### 事業方式

本事業の事業方式は、BOO(Build-Own-Operate)方式とする。具体的な事業範囲は、 に示す。

#### 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

施設整備期間:事業契約締結日の翌日を始期とし、平成21年度までの期間とする。

運 営 期 間 :施設竣工日から 20 年を経過した日までの期間とする。

ただし、PFI事業者は、運営期間終了後において事業を継続することについて、運営期間が終了する日の3年前までに、本県に協議できるものとする。

用地返還期間: PFI事業者は、運営期間が終了した日から2年以内に事業用地を本県に返還

するものとする。

## 事業範囲

PFI事業者は、事業の実施に必要な資金の確保を自ら行った上で、要求水準を満たす本施設の設計及び建設を行う。工事完成後は、PFI事業者が施設を所有し、施設の維持管理・修繕を行い、事業の運営を行うものとする。運営期間終了後、本施設を撤去し、事業用地を本県に返還する。

なお、施設、設備及び事業用地には、取付道路及び防災調整池等を含むものとする。(取付道路 については、隣接地等の使用者の利用にも配慮すること。)

また、事業用地外であっても、排水設備など施設稼働に必要な施設・設備についてはPFI事業者の費用と責任において整備する。

## ア 施設、設備及び事業用地の設計、整備

- (ア)施設、設備及び事業用地の設計並びにその関連業務(測量・地質調査は、本県の負担で実施している。PFI事業者は、今後事業の実施に必要な測量及び地質調査を、PFI事業者の負担で実施する。)
- (イ) 建築確認等の手続業務及びその関連業務(環境影響評価の手続きは、準備書作成までを本 県の負担で実施し、それ以降は、PFI事業者の負担で本県とPFI事業者が共同で実施 する。なお、PFI事業者の提案の結果、環境影響評価の再実施が必要な場合は、PFI 事業者の負担で実施する。)
- (ウ)施設及び事業用地の整備並びにその関連業務
- (I)設備等の設置工事及びその関連業務(取付道路等に敷設する給水設備、排水設備等を含む。)
- (1)整備に伴う各種申請等の業務
- イ 施設の運営業務
  - (ア) 本施設の運営及びその関連業務
- ウ 施設、設備及び事業用地(残置森林を含む。)の維持管理・修繕業務
  - (7)保守管理業務
  - (イ)清掃業務
  - (ウ)警備業務
  - (I)環境衛生管理業務
  - (1) 点検修繕業務
- エ 事業用地返還業務(残置森林を含む。)
  - (ア)施設撤去及びその関連業務
  - (イ)解体及び廃止に伴う各種申請等の業務
  - (ウ) 事業用地に関する環境基準適合調査業務

#### PFI事業者の収入

PFI事業者の収入は、次のとおりとする。

## ア 産業廃棄物処理収入

本施設に搬入される産業廃棄物の処理収入等はPFI事業者の収入となる。ただし、処理料金(単価)は、PFI事業者の提案によるものとするが、自県内処理の推進に寄与する料金設定とする。

## イ 熱供給事業収入等

本施設の電気・熱販売、スラグ販売等に係る収入は、PFI事業者の収入となる。なお、売電や余熱利用等についてはPFI事業者の提案によるものとする。

#### 土地の権利形態

本県は、PFI事業者に、建設期間及び撤去期間を除き本事業の実施に必要と認める用地(取付道路、残置森林を含む。)を有償で貸し付ける。

なお、当該用地は行政財産である。

また、借地料は、次表のとおり予定しているが、提案された用地の規模及び位置等により変更する場合がある。

施設用地	規模	貸付料年額
第 2 クリーンセンター (仮称)用地等	77,000m²	3,900,000円

(注)貸付料年額には、固定資産税相当額を含む。

建設期間中及び撤去期間中は、本県は、行政財産の使用許可によりPFI事業者に当該用地を使用させるものとする。使用料は、次表のとおり予定しているが、提案された用地の規模及び位置等により変更する場合があるほか、使用料を一部減免することを検討している。

施設用地	規模	使用料年額	
第2クリーンセンター(仮称)用地等	77,000 m²	3,900,000円	

(注)使用料年額には、固定資産税相当額を含む。

# 第3 PFI事業者提案等のスケジュール(予定)

PFI事業者提案等のスケジュールは、次を予定している。

表 1 今後のスケジュール

平成 17 年 7 月 28 日 (木)	募集要項及び要求水準書の公示、
	業務基本協定書(案)、事業契約書(案)の交付
平成 17 年 8 月 3 日 (水)	募集要項及び要求水準書等に係る説明会
平成 17 年 8 月 3 日 (水)~	募集要項及び要求水準書に関する質問受付
8月12日(金)	(第1回)
平成 17 年 8 月 31 日 (水)	募集要項及び要求水準書に関する質問回答
	(第1回)
平成 17 年 9 月 5 日 (月)~	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
9月9日(金)	
平成 17 年 9 月 16 日 (金)	資格審査結果の通知
平成 17 年 9 月 16 日 (金)~	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
9月30日(金)	
平成 17 年 10 月 24 日 (月)~	募集要項及び要求水準書に関する質問受付
10月28日(金)	(第2回)
平成 17 年 11 月 11 日 (金)	募集要項及び要求水準書に関する質問回答
	(第2回)
平成 17 年 12 月 16 日 (金)	企画提案書の受付
平成 18 年 2 月上旬	企画提案書に関するヒアリング、審査
平成 18 年 2 月下旬	審査結果通知及び結果の公表
十八以10十2月下町	優先交渉権者の決定及び公表
平成 18 年 3 月中旬	業務基本協定締結
平成 18 年 6 月	事業契約締結

## 第4 応募者に関する条件

- 1 応募者の備えるべき参加資格
- (1)応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- ア 応募者は、単独の企業又は複数の企業等により構成されるグループとし、複数の企業等により 構成されるグループ(以下「企業グループ」という。)は、代表者を定める(以下「代表企業」 という。)ものとし、参加表明書の提出時に、参加者の構成員について明らかにすること。な お、単独の企業の場合は、当該企業を代表企業と定める。
- イ 構成員には日量 40 トン以上の処理能力を有する一般廃棄物の焼却施設又は産業廃棄物の焼却施設の運転実績を有する者を含むものとする。
- ウ 構成員には、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者を含むものとする。
- エ 構成員には、建設業法に基づく経営事項審査の総合評定値通知書のうち、清掃施設の総合評定値が 1,000 以上である者を含むものとする。
- オ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできないものとする。
- カ 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本県と協議するものとする。
- キ 応募者は、事業契約締結までに応募の参加者をもって構成する特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立するものとする。なお、企業グループの場合、企業グループの代表企業はSPCの最大の出資者とする。

## (2)構成員の制限

以下に該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- イ 本県の指名停止措置を受けている者。
- ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。
- エ 下記の法律の規定による申立て等がなされている者。
  - (ア)商法 (明治32年法律第48号)第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告
  - (イ)破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て
  - (ウ)旧和議法(平成8年6月26日法律第110号最終改正 平成12年3月廃止)第12条の規定による 和議開始の申立て

- (I)会社更生法(平成14年法律第154号)第17第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て (同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件に係る同法 による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更 生手続開始の申し立てを含む。)
- (オ)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- カ 本事業に係るアドバイザー業務及び提案審査に関与した者並びにこの者と親会社・子会社の関係にある者。なお、本事業に係るアドバイザー等は次のとおりである。
  - · 日本技術開発株式会社
  - ・東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
  - ・ 第2クリーンセンター(仮称)整備検討委員会委員

## 2 応募に関する留意事項

## (1)募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

## (2)参加資格の確認

応募者は、参加資格の確認を受けなければならない。

## (3)費用負担

企画提案に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

## (4)使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

企画提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## (5) 著作権

企画提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとし、本県に帰属しないが、公表、展示、その他本県がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本県は、書面による応募者の承諾を得た上で、これを無償で使用することができるものとする。

## (6)特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される 第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

## (7)企画提案書の取扱い等

- ア 応募者は一つの提案しか行うことはできない。
- イ 原則として、提出書類の変更はできない。
- ウ 提出された応募者の提案については、企画提案の審査及び本事業の公表の目的以外には使用しない。
- エ 提出を受けた書類は返却しないものとする。

## (8)企画提案無効に関する事項

- ア 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
  - (ア) 委任状の提出がない代理人の行った企画提案
  - (イ) 文字の解読しがたいもの又はこれを改ざんして押印のないもの
  - (ウ) 記名押印のないもの
  - (I) 共謀結託したと認められる者の行った企画提案
  - (オ) (ア)から(エ)に挙げるもののほか、本県が特に指定した事項に違反したもの
- イ 参加資格がないと認められた者、又は確認の結果、当初、参加資格があると認められたが企画 提案書類の提出日までに募集要項「第4 応募者に関する条件」の第1項第2号に掲げるいずれ かの要件に該当することとなった者は、企画提案に参加することができない。ただし、企業グ ループで参加資格の確認を受けた者であって、募集要項「第4 応募者に関する条件」の第1項 第2号に掲げるいずれかの要件に該当したグループの代表者以外の企業が企業グループから離 脱し、グループの代表者を含む残りの構成員、又は新たな構成員の加入によって参加資格及び 応募者の構成等の要件を満たす場合であって、かつ事前に書面による本県の承諾を得た場合は、 企画提案に参加できるものとする。
- ウ 当初、参加資格があると認められたが企画提案書類提出後から優先交渉権者の決定までに募集 要項「第4 応募者に関する条件」の第1項第2号に掲げるいずれかの要件に該当することとなった者の属する企業グループの行った企画提案は、無効とする。ただし、企業グループで参加 資格の確認を受けた者であって、募集要項「第4 応募者に関する条件」の第1項第2号に掲げ るいずれかの要件に該当したグループの代表者以外の企業が企業グループから離脱し、グルー プの代表者を含む残りの構成員、又は新たな構成員の加入によって参加資格及び応募者の構成 等の要件を満たす場合であって、かつ事前に書面による本県の承諾を得た場合は、この限りで はない。

## (9) 応募者が1者の場合の取扱い

応募者が1者であった場合も、事業者選定基準に従い企画提案の審査を行う。

## (10) その他

募集要項等に定めるもののほか、企画提案に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## 3 企画提案に関する手続

## (1)募集要項等の交付

募集要項等の交付を次のとおり行う。

## 交付日

平成 17 年 7 月 28 日 (木) から 8 月 2 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

#### 交付場所

場所 岩手県環境生活部資源循環推進課(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号)

#### (2)説明会の実施

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

#### 開催日

平成 17 年 8 月 3 日 (水) 午後 1 時 30 分から

#### 開催場所

場所 岩手県立県民生活センター(〒020-0021 岩手県盛岡市中央通三丁目 10番2号)

## (3)関係資料の閲覧

下記の資料等の本事業に関係する資料の閲覧を次のとおり行う。

- ・ 第2クリーンセンターPFI事業導入可能性等調査報告書(平成17年3月)
- ・ 平成16年度 第2クリーンセンター図化及び測量成果(平成17年1月)
- ・ 平成16年度 第2クリーンセンター地質調査報告書(平成17年2月)

## 閲覧日

平成17年8月3日(水)から8月12日(金) 午前9時から午後5時まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

## 閲覧場所

場所 岩手県環境生活部資源循環推進課(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号)

## (4)募集要項等に関する質問の受付(第1回)

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受付ける。

### 受付期間

平成17年8月3日(水)から8月12日(金) 午前9時から午後5時まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

#### 提出方法

様式集第 1 号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、E メール又は CD - ROM により提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受付けない。

なお、E メールにより提出する場合は、必ず着信を確認すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows 版)とする。

#### 提出先

岩手県環境生活部資源循環推進課廃棄物処理モデル施設担当課(担当:小川、吉田、八重樫)

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号

電話 019-629-5386 FAX 019-629-5369

E-mail: AC0003@pref.iwate.jp

## (5)募集要項等に関する質問に対する回答の公表(第1回)

募集要項等に関する質問に対する回答書を次のとおり公表する。なお、電話及び口頭での回答な ど個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、 回答しない旨を回答書に記載することがある。

#### 公表日

平成 17 年 8 月 31 日 (水)

公表方法

本県のホームページに掲載する。

## (6)参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

次により、参加表明書及び参加資格確認申請書を受付ける。

### 受付期間

平成17年9月5日(月)~9月9日(金)午前9時から午後5時まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

## 受付場所

場所 岩手県環境生活部資源循環推進課(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号) 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

提出書類(様式集第2号様式から第5号様式)

- ・様式2 参加表明書
- ・様式3 構成員表
- ・様式4 委任状(必要に応じ提出)
- ・様式5-1 参加資格確認申請書
- ・様式5-2 運転管理実績
- ・様式 5-3 申告書

#### ・添付書類

## (7)参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果については、平成 17 年 9 月 16 日 (金)までに様式 3 に記載され、提出された代表企業に対し、書面にて通知する。

## (8)参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由の説明を書面により求めることができる。

## 受付期間

平成 17 年 9 月 16 日 (金)~9月 23 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

#### 受付場所

場所 岩手県環境生活部資源循環推進課(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号)

#### 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

提出書類(様式集第6号様式)

・様式6 参加資格確認結果に対する説明要求書

## (9)参加資格確認結果に対する説明要求書への回答

説明を求めた者に対する回答は平成 17 年 9 月 30 日 (金)までに様式 3 に記載され、提出された代表企業に対し、書面にて通知する。

## (10)募集要項等に関する質問の受付(第2回)

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受付ける。

#### 受付期間

平成 17年 10月 24日(月)から 10月 28日(金) 午前 9時から午後 5時まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

### 提出者

募集要項等に関する質問を提出できる者は、参加資格を有する様式 3 に記載された代表企業に限るものとする。

### 提出方法

様式集第 1 号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、E メール又は CD - ROM により提出すること。これ以外(電話、口頭等)による質問は受付けない。

なお、E メールにより提出する場合は、必ず着信を確認すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows 版)とする。

## 提出先

岩手県環境生活部資源循環推進課廃棄物処理モデル施設担当課(担当:小川、吉田、八重樫)

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号

電話 019-629-5386 FAX 019-629-5369

E-mail: AC0003@pref.iwate.jp

## (11)募集要項等に関する質問に対する回答の公表(第2回)

募集要項等に関する質問に対する回答書を次のとおり公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

#### 公表日

平成 17 年 11 月 11 日 (金)

公表方法

本県のホームページに掲載する。

## (12)企画提案書類の受付

次により、企画提案書類を受付ける。

### 受付期間

平成 17 年 12 月 16 日 (金)まで。 午前 9 時から午後 5 時まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

## 受付場所

提出方法

場所 岩手県環境生活部資源循環推進課(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号)

持参とし、その他の方法は認めない。

提出書類(第7号様式から第13号様式)

提出書類については、次のとおりとし、企画提案書類は、各正本 1 部、副本 20 部を提出する。 様式の定められている提出書類等については電子データとして CD - ROM により 1 部提出すること。 なお、副本の表現中においては、事業者名や施設名、ロゴマーク等、事業者の特定できる表現の 使用は禁止する。

企画提案書は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。また、企画提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

- · 様式 7 提案書類提出書
- ・ 様式 8 事業計画に関する提案書
- ・ 様式 9 施設計画に関する提案書
- ・ 様式 10 運転・維持管理計画に関する提案書
- ・ 様式 11 周辺環境・循環型社会形成への配慮に関する提案書

- ・ 様式 12 経営計画提案書
- ・ 様式 13 その他の図書

## (13)提案書に関するヒアリング

第2クリーンセンター(仮称)整備検討委員会の主催により、応募者に対しヒアリングを行う。 なお、本委員会は、一般公開のもとで開催しているが、ヒアリング内容は、応募者の独自のノウ ハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

## 開催日時(予定)

平成 18 年 2 月 3 日 (金) 午前 1 0 時から

(ヒアリングの順番は、企画提案書類の受付順とする。)

## 受付場所(予定)

場所 岩手県立県民生活センター(〒020-0021 岩手県盛岡市中央通三丁目 10番2号)

## 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

#### 提出書類

原則認めないものとするが、プレゼンテーションに用いる「Microsoft PowerPoint」の打ち出し資料のみ可とする。

### 実施方法

ヒアリングは応募者毎に行い、時間は1応募者につき1時間程度(応募者によるプレゼンテーション30分、質疑応答30分)を想定している。

## 使用可能ソフト

「Microsoft PowerPoint」(Windows版)

## その他

応募者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、事前に様式 3 に記載され、 提出された代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

## (14)審査

審査は、第2クリーンセンター(仮称)整備検討委員会が実施する。なお、詳細については、別途 示す「事業者選定基準」を参照すること。

本県は、審査結果をすべての応募者あてに郵便で発送するとともに、後日、審査結果を講評として 取りまとめ公表する。応募者は、審査結果に異議を申し立てることはできないものとする。

審査結果通知及び結果の公表は、平成 18年2月20日(月)を予定している。

## (15)企画提案を辞退する場合

参加資格があることを確認された者が企画提案を辞退する場合は、提案辞退届(第 14 号様式)を本県に提出すること。

なお、企画提案を辞退した者は、これを理由として以後の本県の指名等に不利益な取扱いを受ける ものではない。

## (16) その他

- ア 本県が提示する資料及び回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - (ア) 提案書の提出日時までに企画提案書類が提出されない場合
  - (イ) 提出された企画提案書類に不備がある場合
  - (ウ) 企画提案書類に虚偽の記載があった場合
  - (I) 募集要項等に違反すると認められた場合

## 第5 契約の概要

#### 1 契約の構成

本県と優先交渉権者及びPFI事業者(SPC)が締結する協定並びに契約については、以下のとおり構成される。なお、優先交渉権者とは、第2クリーンセンター(仮称)整備検討委員会による審査で選出された応募者であり、本県と優先的に交渉する権利を有するものである。

業務基本協定書

本県と優先交渉権者間

事業契約書

本県とPFI事業者間

#### 業務基本協定書

本県と優先交渉権者との間で締結する業務基本協定書の内容については、業務基本協定書(案)に示す。本県と優先交渉権者との間で、事業契約書の締結に向けて、本県及び優先交渉権者の双方の協力等について定める趣旨で締結する。

## 事業契約書

本県とPFI事業者が締結する事業契約書の内容については、事業契約書(案)に示す。本県とPFI事業者との間で、事業期間中の本県とPFI事業者の役割、責任分担について明確化する。

## 2 契約手続

ア 優先交渉権者は、PFI事業者となるSPCを株式会社として設立する。

イ 本県はSPCと契約を締結する。

## 3 契約の締結

#### (1) 契約のスケジュール(予定)

各契約の締結スケジュールは、以下を予定しているが、応募者の提案及び契約に至る進捗等により変更する場合がある。

ア 業務基本協定の締結

平成 18 年 3 月

イ 事業契約の締結

平成 18 年 6 月

## (2)損害賠償

本県との契約締結までの間において、優先交渉権者(複数の企業から構成される場合はいずれかの構成員について)が「第4 応募者に関する条件」の第1項第2号に掲げるいずれかの要件に該当することとなった場合には、本県は契約を締結しないことができるものとする。この場合、優先交渉権者は、本県に対して、一切の費用負担請求及び損害賠償請求をすることができない。この場合、本県は、優先交渉権者に対して、契約が締結できないことによって生じた費用を請求することができる。また、要件を満たさないことについて、優先交渉権者の故意又は過失がある場合には、本県は、優先交渉権者に対して、損害賠償請求をすることができる。

## 4 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

本県とPFI事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本県とPFI 事業者とは、誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に係る訴訟については、岩手県庁の所在地を管轄する日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

## 第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、企画提案書類を作成することとする。なお、別途示す「事業者選定基準」を参考とすること。

また、応募者の提案が、別途示す「要求水準書」に示す要求水準を満たしていない場合は失格とする。

なお、提案は、以下の内容を含むものとする。

表 2 提案内容

	評価項目 提案内容		
	事業実施方針	・本事業の実施に当たっての基本的考え方	
事	本県への貢献	・自県内処理推進における本施設の役割	
業	本宗への貝制	・青森県境の不法投棄廃棄物の処理における本施設の役割	
計		・地元産業活性化に対する取組み	
画	地域社会との調和	・地元との共生に対する取組み	
		・情報公開・情報発信に対する取組み	
	処理システム	・処理システム	
	足珪ノステム	・受入廃棄物の種類と処理システムの整合	
施	設備・機器性能	・設備、機器等の安全対策	
設	以伸 1戏品 土化	・装置、機器類配置	
計	総合建築計画	・配置計画及び車両動線計画	
画		・周辺環境との調和	
	施工計画	・建設期間	
		・工事監理(施工監理、公害防止対策等)	
運	運営体制	・人員及び人材の配置	
・運営計画		・運営計画	
-	運転管理	・運営、維持管理	
維	E-11-12	・緊急時(停電、地震、事故等)の対応	
持		・施設の機能維持に対する取組み	
管	点検・整備・補修	・補修計画	
理		・点検計画	
計		・自己管理体制(事業者実施のモニタリング)に対する取組み	
画	監視体制	・モニタリング(本県実施のモニタリング)への協力に対する考え	
		方	

表 2 提案内容

評価項目		提案内容	
成 周 環境保全対策・地球環境の 環 への配慮 配 境 慮・・		・ 環境保全(排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等)対策 ・ 周辺地域の環境への配慮 ・ 温室効果ガス(CO2)の発生量	
//////////////////////////////////////	エネルギー活用計画	・ 余熱利用計画 ・ 省資源、省エネルギーへの配慮	
社会形	資源化の促進	<ul><li>・ 副生成物の活用</li><li>・ 最終処分量の削減</li></ul>	
	処理料金及び事業費	<ul><li>・ 処理料金</li><li>・ 施設整備費及び運営維持管理費</li></ul>	
経	収支計画	<ul><li>事業収支計画</li><li>返済計画(DSCR、LLCR)</li></ul>	
営計	資金調達計画	<ul><li>・ 資金調達方法(出資、借入、調達先、調達条件等)</li><li>・ 資金調達</li></ul>	
画	リスク対応	<ul><li>・ リスク顕在時の対応策(保険の付保等)</li><li>(リスク分担は、巻末の別紙1を参照のこと)</li><li>・ 事業破綻回避の考え方</li><li>・ SPC又は出資者の破綻時の対処方法</li></ul>	

## 第7 事業実施に関する事項

## 1 業務の委託

## (1) PFI事業者から構成企業への委託等

PFI事業者は本事業における業務の全部又は一部を、PFI事業者の構成企業に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本県に通知すること及び本県の承諾を得ることを要しない。

## (2) PFI事業者から構成企業以外への委託等

PFI事業者が本事業における業務の全部又は一部を、PFI事業者の構成企業以外に委託、又は請け負わせる場合は、本県に通知し、本県の承諾を得ること。

## 2 リスク管理の方針

### (1)基本的考え方

この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、リスクを招いた原因者がそのリスクを負担することとし、不可抗力、法令変更等、本県又はPFI事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、本県とPFI事業者との役割分担及びリスクへの対応能力等の観点からリスクを分担することとする。

## (2)予想されるリスクと責任分担

本県のリスク負担は、原則として別紙1の表によることとする。具体的内容については、最終的に は事業契約書で明文化する。

#### 3 本県による本事業の実施状況のモニタリング

#### (1) モニタリング内容

本県は、PFI事業者の事業実施状況の把握を目的として、本県の承諾を得た各業務に関する計画書等をもとに、定期的又は随時に書面及び現地調査等によりモニタリングを行う。詳細については、別途示す「要求水準書」を参照すること。

- ア 実施設計モニタリング
- イ 工事施工モニタリング
- ウ 工事完成モニタリング
- エ 運営・維持管理モニタリング
- オ 財務状況モニタリング
- カ 事業完了モニタリング

#### (2)業務の改善勧告

本県は、モニタリング等を踏まえ、以下に掲げる事項が発生した場合、PFI事業者に対し、改善 勧告を行い、改善策の提出、実施を求めることができる。

詳細については、別途示す「事業契約書(案)」を参照すること。具体的内容については、最終的には事業契約書で明文化する。

- ア 本県との事業契約を満たしていない場合
- イ 財務状況報告で2回連続して税引前純利益で赤字を計上した場合(ただし、施設供用開始後2年間は除く。)
- ウ その他、本県が必要と認める場合

## 4 協議組織(仮称)の設置

募集要項等で述べられている各種の協議を行う組織として、協議組織(仮称)を設置する。 詳細については、別途示す「事業契約書(案)」を参照すること。具体的内容については、最終的 には事業契約書で明文化する。

#### 5 事業の継続が困難となった場合の措置

#### (1) P F I 事業者の債務不履行の場合

本県は、以下に掲げる事項が発生した場合、契約を解除することができ、PFI事業者は、施設を解体・撤去して用地を返還するものとする。なお、本県はPFI事業者に対して、これにより本県に生じた損害を請求することができる。

詳細については、別途示す「事業契約書(案)」を参照すること。具体的内容については、最終的には事業契約書で明文化する。

- ア 改善勧告後、別途定める当該期間内にPFI事業者が改善をすることができなかった場合
- イ PFI事業者が倒産し、又はPFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本県が契約に基づく事業の継続が合理的な理由により困難であると判断した場合

#### (2) 本県の不履行の場合

本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、PFI事業者は契約を解除することができる。PFI事業者が契約を解除した場合、PFI事業者は本県に対し、これによりPFI事業者に生じた損害を請求することができる。

## (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本県及びPFI事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本県及びPFI事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

事業の継続が不可能と本県が判断した場合は、PFI事業者が施設を解体・撤去して用地を返還するものとし、本県は原則として損害賠償その他を請求しないものとする。

## 6 金融機関と本県との協議

事業の安定的な継続を図るために、本県は、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめPF I事業者に本事業に関して資金を融資する金融機関と適切な取決めをするための協議を行う。

## 7 事業の完了

本事業に係る契約は、本事業締結の翌日から効力を生じ、運営期間が終了した日から2年以内に「要求水準書」に示す措置を講じた上で、事業用地を本県に返還した日をもって完了する。

## 第8 連絡先

本事業における連絡先は、以下のとおりである。

なお、この募集要項等は、インターネットでも閲覧が可能である。

## (連絡先)

岩手県環境生活部資源循環推進課廃棄物処理モデル施設担当課(担当:小川、吉田、八重樫)

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号

電話 019-629-5386 FAX 019-629-5369

E-mail:ACO003@pref.iwate.jp

## (岩手県ホームページ)

岩手県ホームページアドレス http://www.pref.iwate.jp/

## (第2クリーンセンター(仮称)に関するホームページ)

第2クリーンセンター(仮称)http://www.pref.iwate.jp/~hp0315/2ndclean/top.htm

## リスク負担について

本施設は、その設置者としての責任は本県にあるが、本事業における施設の建設・運営・維持管理及び撤去の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、本県が責任を追うべき合理的な理由がある事項については、別途PFI事業者と協議の上、本県が責任を負うものとする。

なお、上記協議において調整がつかない場合、別途設置する裁定機関の裁定に委ねるものとする。 なお、裁定機関の詳細等は、事業契約書(案)で規定する。

表 リスク負担

分類	本県のリスク負担	備考
西北北海等の亦西	要求水準書、募集要項等の誤り、内容	
要求水準等の変更 	の変更に関するもの。	
机炉炉件办证证签	優先交渉権者の責に因らない契約締結	
契約締結の遅延等	の遅延等に関するもの。	
工事の遅延等	PFI事業者の責に因らない工事の遅	
工事の庭処寺	延等に関するもの。	
	重大な変更により本事業の継続が困難	事業の継続が不可能と本県が判断した
	となることが見込まれる関係法令・許	場合は、PFI事業者が、自己の責任と
   制度・法令変更	認可等の変更に関するもの。	費用において、施設を解体・撤去して用
例及「仏マ冬丈		地を返還するものとし、本県は原則とし
		て損害賠償その他を請求しないものと
		する。(事業契約第12条、17条)
	天災・暴動などによる本事業の中止に	事業の継続が不可能と本県が判断した
	関するもの。	場合は、PFI事業者が、自己の責任と
   不可抗力		費用において、施設を解体・撤去して用
רלזעו נייין		地を返還するものとし、本県は原則とし
		て損害賠償その他を請求しないものと
		する。(事業契約第12条、17条)
	PFI事業者の責に因らない住民反対	本県負担(事業契約第30条、50条)
   住民合意	運動、訴訟に伴う計画遅延・仕様アッ	
	プ・管理強化による操業停止に関する	
	もの。	
	PFI 事業者が要求水準に定める水準を	県負担(事業契約第49条2項)
	満たして業務を行っているにも関わら	
第三者賠償責任	ず、その水準を超えて対応を求められ、	
	責任を追及される場合における騒音、	
	振動等に関するもの。	

## 提出書類一覧

- 1 参加表明書及び参加資格確認申請書
  - ・ 様式 2 参加表明書
  - · 様式 3 構成員表
  - ・ 様式4 委任状(必要に応じ提出)
  - · 様式 5 1 参加資格確認申請書
  - · 様式 5 2 運転管理実績
  - ・ 様式 5 3 申告書
  - ・ 添付書類 (代表企業、構成員を含む。)

定款

会社概要・業務経歴書

印鑑証明書

使用印鑑届

納税証明書(直前営業年度の法人税、事業税(本社又は本店所在地における)、消費税、地方消費税及び地方税(本社、又は本店所在地における)に関する納税証明書、又はそれに類する書類)

登記簿謄本

貸借対照表(直近3期)

損益計算書(直近3期)

建設業法に基づく経営事項審査の総合評定値通知書(清掃施設の総合評定値が記載されているもの)

特定建設業の許可を証明する書類

その他参加資格を証明する書類

## 2 企画提案書

## (1)事業計画に関する評価(様式8)

評価項目	提案内容	提出書類内容
事業実施方針	・ 本事業の実施に当たっての基本的考え方	様式 8-1
本県への貢献	<ul><li>・ 自県内処理推進における本施設の役割</li><li>・ 青森県境の不法投棄廃棄物の処理における本施設の役割</li></ul>	様式 8-2
地域社会との調和	<ul><li>・ 地元産業活性化に対する取組み</li><li>・ 地元との共生に対する取組み</li><li>・ 情報公開・情報発信に対する取組み</li></ul>	樣式 8-3

## (2)施設計画に関する評価(様式9)

評価項目	提案内容	提出書類内容
処理システム	・ 処理システム ・ 受入廃棄物の種類と処理システムの 整合	様式 9-1 第 13 号様式-1 様式 9-2 様式 9-3 第 13 号様式-1
設備・機器性能	<ul><li>・ 設備、機器等の安全対策</li><li>・ 装置、機器類配置</li></ul>	様式 9-4 様式 9-5 第 13 号様式-1
総合建築計画	・ 配置計画及び車両動線計画 ・ 周辺環境との調和	様式 9-6 第 13 号様式-1 、
施工計画	・ 建設期間 ・ 工事監理(施工監理、公害防止対策等)	様式 9-7 第 13 号様式-1 様式 9-8 第 13 号様式-1

# (3)運営・維持管理計画に関する評価(様式 10)

評価項目	提案内容	提出書類内容
運営体制	<ul><li>・ 人員及び人材の配置</li><li>・ 運営計画</li></ul>	樣式 10-1
運転管理	<ul><li>・ 運営、維持管理</li><li>・ 緊急時(停電、地震、事故等)の対応</li></ul>	樣式 10-2
点検・整備・補修	<ul><li>・ 施設の機能維持に対する取組み</li><li>・ 補修計画</li><li>・ 点検計画</li></ul>	樣式 10-3
監視体制	<ul><li>自己管理体制(事業者実施のモニタリング)に対する取組み</li><li>モニタリング(本県実施のモニタリング)への協力に対する考え方</li></ul>	樣式 10-4

## (4)周辺環境・循環型社会形成への配慮に関する評価 (様式 11)

評価項目	提案内容	提出書類内容
環境保全対策・ 地球環境への配慮	<ul><li>・ 環境保全(排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等)対策</li><li>・ 周辺地域の環境への配慮</li><li>・ 温室効果ガス(CO2)の発生量</li></ul>	様式 11-1 第 13 号様式-1 、
エネルギー活用計画	・ 余熱利用計画 ・ 省資源、省エネルギーへの配慮	様式 11-2 第 13 号様式-1 ~
資源化の促進	<ul><li>・ 副生成物の活用</li><li>・ 最終処分量の削減</li></ul>	樣式 11-3

## (5)経営計画に関する評価(様式 12)

評価項目	提案内容	提出書類内容
処理料金及び事業	・ 処理料金	様式 12-1
費	・ 施設整備費及び運営維持管理費	様式 12-2
収支計画	・ 事業収支計画	様式 12-3
	・ 返済計画 (DSCR、LLCR)	
資金調達計画	・ 資金調達方法 ( 出資、借入、調達先、	
	調達条件等)	樣式 12-4
	・資金調達	
リスク対応	・ リスク顕在時の対応策(保険の付保	
	等)	
	・ 事業破綻回避の考え方	樣式 12-5
	・ SPC又は出資者の破綻時の対処方	
	法	

## (6) その他

様式 13-2 提案書に関する参考図書